

学習形態 Zoom での講義

テーマ 『教行信証』とは何か。

— 『教行信証』撰述の意図 —

## 第二部

### 『化身土巻』に学ぶ (10)

今回は Zoom のリモートで「爾れば、穢悪・濁世の群生、末代の旨際を知らず、僧尼の威儀を毀る。今の時の道俗、己が分を思量せよ」というところまでお話しいたしました。

今回は「三時教を案ずれば、」から始めたいと思いますが、ここで何故「三時教」を論じようとしたのか、というに、前回課題 49 で「念仏弾圧の系譜」という年表を書きましたように、「延暦寺大衆解」の奏上に対する反論であると申しました。つまり、この「延暦寺大衆解」が出された元仁元年と同じ年号が示されておるところからの推測であります。

この年号記録に対していろいろ学説があるようですが、(例えば『教行信証』完成の年とか、立教開宗の年とか・・・) 私は、「延暦寺大衆解」が出されたこの今、という現実に入ったという事を意味していると考えています。そして専修念仏禁止令が出され、7月には隆寛・聖覚・空阿が流罪になっているんです。そういう現実に関与は、かつての「承元の法難」がありありとよみがえってきたのではないかと私は思います。

ですから、ここから『後序』まで「専修念仏弾圧」に対する親鸞の思いが述べられて行っていると思うのです。そういう意味での親鸞のお心を探りながら、読んでいきたいと思えます。

(1) 何故「三時教を案ずる」ところから始まるのか。

これは、言うまでもなく「延暦寺大衆解」の中の第四、「不至広行流布/時節」に対して述べられているのでしょう。つまり如来涅槃後の時代観の相違を論じているわけです。今回は紹介しませんでしたので、今申し上げますと、「彼の律文に云わく、如来滅後一万年の中、前の五千を名づけて証法となす。後の五千年を名づけて学法となす、一万年の後に経書滅没して、ただ剪頭し袈裟を着す僧のみあり」(名畑崇著『教行信証成立の背景』p141) という見解なわけです。これはつまり、「無戒名字の僧が存在するのは一万年後であるからまだまだ先である」という事ですね。

ですから、それに対して、「すでに末法なのだ」という明確な年代を出す必要があったわけです。そしてそのことは何に依って言えるかと言えば『末法燈明記』に依る、という事で、次に引用されていくわけになります。

### 課題 5 1 『末法燈明記』に何を学ぶのか

ここに『末法燈明記』を引用されたのは、ご承知のように前文の

また『賢劫経』・『仁王経』・『涅槃』等の説・・・

という根拠をこの三つの『経』は、『燈明記』にも述べてあります。しかし、この『記』では「賢劫経・・・かるがゆえに彼によらず」といっていますし、「涅槃経に・・・また用いず」というように『燈明記』では「用いない」と否定的に使われているわけです。にもかかわらず親鸞はこの三経によって末法年号を測るわけです。そうしますと、親鸞聖人の考え方と違うのではないかと疑念が出てくるわけですね。そういたしますと、親鸞聖人がこの『燈明記』を引用されたのは、深いわけがあったのではなからうかと思わざるを得ません。(私は比叡山開祖である最澄の書という事をもって、当時の天台宗の僧に突きつけているのでは

ないかと思うのですが、チョットいやらしい考えですかねえ。)

したがって、我々は、親鸞聖人が『燈明記』を引用したその思想を受け止めておかなければならないわけです。しかも、『燈明記』丸々全文を引用されているわけですね。

それをしばらく考察していきたいと思います。

(2)『末法燈明記』の引用の初めが「真諦・俗諦」からはじまる。この二諦の意味は。

この『燈明記』では、ご承知のように「真諦・俗諦たがいに因って教を弘む。」と述べられていますが、親鸞聖人にとって、元仁元年という現実には、専修念仏という仏法の真諦を後堀河天皇の専修念仏停止の令という俗諦が弾圧しているのではないか、という思いがあったのではないのでしょうか。

しかも『燈明記』では、「愚僧等・・・未だ寧処に違あらず」と真諦と俗諦が一つにならないのは僧の方が悪いように書いてありますね。「僧が国法を遵守できないでいる」と。だから、仏法に三時があり、また三品があって、時に依ってあるいは人に遂（したがって）って取捨されると述べられているわけです。

親鸞はこんなことを納得したのでしょうか。

(3)『賢劫経』(p 360-下2)・・・「かるがゆえに彼によらず」と言い、『涅槃経』・・・「また用いず」と『燈明記』では否定しているのに対し、親鸞聖人はあえて『賢劫経』・『仁王経』・『涅槃』等の説に依るに」と述べているのは、どう理解すべきなのか。

皆さん、これをどう考えられますでしょうか。ここで最澄はp 360-13「初めに正像末を決す、次に破持僧の事を定む、後に教を挙げて比例す。」という三つの内容を述べようとされています。(その目的は正・像・末の旨際を詳らかにして、破持僧の事を彰わすため)そして第一の「正像末を決す」において、いろいろ所説あり、といいながら、「大乘基」の一説を述べるわけです。

にもかかわらず、「大乘基」の中で引用されている『賢劫経』と『涅槃経』を用いない、というわけです。それで最澄は自問自答して「それならば、千五百年の内の行事はどうか」という問いを立て、答えとして『大術経』に依って述べられていきます。そして『涅槃経』・『仁王経』にも同じことが書いてある、と述べられます。そしてその結びとして「千五百年の後、戒・定・慧あることなし」と結んでいる。

ですので、千五百年以後(造寺堅固以後)は末法である、と言われます。

ここまで述べられ、また問いを立て、それならば今(最澄の時代)はどの時代にあたるのか、という。そして答えるのは「滅後の年代多説あり」と述べ、その二説を挙げています。その基点として「延暦二十年辛の己」(最澄にとっての今)というのは西暦でいえば802年ですね。この延暦20年まで1750年という説と1410年という二説をあげて「かるがゆえに今のごときは、歳末の時なり。・・・すでに末法に同ぜり。」と(どっちにしても末法の時だ)と言っているわけでしょう。これを元仁元年まで時を進めると1224年ですから422年後になります。

そうしますと、1750年ならば2172年、1410年ならば1832年、ちょっと計算が合いませんが、親鸞聖人は前者の説をとっているんでしょう。(あるいは別の資料かもしれません)

最澄は、時代の年代にはこだわらないで「すでに末法である」と言っているわけですが、親鸞聖人は何故年数にこだわったのかということ、前述のように「延暦寺大衆解」の第四「不至広行流布/時節」に対する反論に他なりません。そして『燈明記』は「仏涅槃の後、無戒洲に満たん」と結ばれているのも、専修念仏衆の存在を証明していることになってまいります。

そして次の問答は、「無戒名字の比丘」がキーワードになってきます。その名ばかりの比丘が、何故無上の宝と言われるのか。ここで注目すべきはp363-6「余の九十五種の異道に比する」という事です。何と比べているかと言えば、全く仏教を歩んでいない、ただ名ばかりの仏教者と、その他の九十五種の道と比べるという事ですね。

これは真諦俗諦の問題に繋がっていく問題だと思っています。仏道が真諦、その他が俗諦という見方があるかと思いますが。だから名ばかりであっても仏教である限り宝である、となるわけです。その理由が次から

展開していくわけですが、(先ずはそれを置いておいて)今ここでなぜ「九十五種の異道に比する」が出てくるのか、気になりませんか。

(4)「九十五種の異道」とは何か。

これは皆さんご承知の通り六師外道からきているわけです。その六師それぞれに15人の弟子がおりまして、師を足すと16人。6×16=96となり、「九十六種の外道」と言われております。ところが別の説がありまして、その中の一つだけが正道である、というので「九十五種の外道」と言われるわけです。

言うまでもなくその一つは仏道となるわけですね。「九十六種」というと仏道も外道のひとつと見られて、あらゆる思想学派を網羅している、という意味になってきます。また、「九十五種の外道」というと、95と1ということで、その正邪分判の意図が強いということになります。

それで気になることがひとつあります。この「九十五種の外道」は『信巻』にも述べられていますが、この『化身土』の最初にp326-6「しかるに濁世の群萌、穢悪の含識、いまし九十五種の邪道を出でて、・・・真なる者は・・・難く、実なるものは・・・希なり。偽なる者は・・・多く、虚なる者は・・・滋し。」とあります。ここが「化身土」の出発ですね。この「九十五種の邪道を出でて」という一文です。皆さん、気になりませんか?「出でて」という事は「これまでずっと九十五種の邪道の中に居た」ということでしょ。これはどういうことか、という事を皆さんと考えてみたいなあ、と思ったところです。

ここでちょっと私個人の思いを述べさせていただき、まな板の上に乗りたいと思います。

この課題51は「『末法燈明記』に何を学ぶのか」、で、いろいろ述べてきましたが、もう一つ著者である最澄自身の年代(延暦二十年)を取り上げられています。これは最澄自身の「今」ですね。この事から何を学ぶかと言えば、我々の「今」でしょう。それでは我々の「今」において「九十五種の邪道」とは何か、それは現代の文化・文明でしょう。

とするならば、私達は間違いなく「九十五種の邪道」の真っ只中にいるわけです。ここまでは皆さんも同意見だと思います。で、この邪道から「出でて」ということになると、どういうことなのか、そういう事ができるのか、などなど疑問が出てくるに違いありません。現代の文化から抜け出して仏道に入るとなると世捨て人みたいな生活をするのか、という風な見方も出てきそうです。

しかもそれが無戒名字の比丘となれば、邪道から出た、という風な見せかけだけの僧侶が私達、いや私であるということになってまいります。そういう事がこの一文に示されていると感じております。ここに「真実と邪偽」の課題が提唱されているのではないかと思うのです。

さて、『末法燈明記』に戻りたいと思います。

(5)「九十五種の異道に比する」ということだが、何故、袈裟を着ただけの名ばかりの比丘が無上の宝なのか。

ここから問答をもっていろいろ述べられていきます。まず、p363-下2「しかるに如来一つの破戒において、あるいは毀り、あるいは讃む。あに一聖の説に両判の失あるをや」という問いを立てるわけです。

そしてそれに答えるように「それは道理ではない」というわけですね。それはなぜかというに「その名(破戒)は同じといえども、時が異なるのである。時によって制したり認めたりしているのだ。これが大聖の旨破である。だから両判の間違ひではない」と、正像末の時を示していくわけです。

そういたしますと、「もしそうだったら、それは何に依ってわかるのか」という問いを立て、「それは『大集』に説かれている八重の真宝、それが証しである。」と答えております。

この「八重の真宝」という事について、p363-10に、「初めの四つは正法時、次の三つは像法時、後の一つは末法時なり」と説かれています。末法時は「無戒名字の比丘」という一つの宝ですね。皆さんはこれをどう思いますか?「たったこれだけ」と思うか、「これしかないのか」と思うか、ですね。やっぱり「最後のひとつ」ということでしょう。これがなければ経道滅尽してしまう、という危機感ですね。そういうものがあつたんでしょ。今でいうとメソポタミア文明のように、なんか文字は残っているが、何が書いてあ

るのかわからない、というようなものでしょうか。

だから、それを実践できなくても、それを伝える人達がいる、という事がとても大事なことではないでしょうか。仏弟子という名前だけの人間がいる、というだけで仏教の存在を証明しているわけです。だからもっと極端に言えば、名前があるという事が大事なことになってまいります。その証が p366-3「仏、時運を知ろしめて、末俗を済わんがために、名字の僧を讃めて世の福田としたまえり」と述べられている所でしょう。末法の人々を救うために、名ばかりの僧を褒めたたえるのだ、という事です。もっと具体的に言えば、その人の行いがどうあろうと「僧」という名前が尊いのだ、ということでしょう。言うなれば、仏教を構成する要因の名が出ることに依って仏教の存在を証明するわけです。だから、仏教の存在を証明する唯一の名が「僧」だから宝である、ということでしょう。

したがって p366-10『大悲経』を引用されて述べられているこの文に尽きるのではないのでしょうか。そしてこの最後の方に「かくのごとき一切沙門の中に、乃至一たび仏の名を称し、一たび信を生ぜんものの所作の功德、終に虚説ならじ」という事も同様に、仏の名を出すことによって、仏教の構成要因の「仏」の存在を証明することになる、と述べていることになるわけです。

ついでに申し上げるならば、「法」についても「経」の固有名称を出すことによって、仏教の構成要因である「法」の存在証明になるのではないか。そうすると、「南無妙法蓮華経」というのも、あながち簡単に否定はできないのではないのでしょうか。要するにこの末法時における仏法僧を明らかにできるのは、「名」のみになってくるということでもあります。

したがって、p366-5『賢愚経』を引用して

もし檀越、将来末世に法尽きんとせんに垂んとして、正しく妻を蓄え子を狭ましめん、四人以上の名字僧衆、当に礼敬せんこと、舍利弗、大目連等のごとくすべし

と述べられるのであります。これを親鸞聖人も頷かれたのでしょう、『和讃』 p509 に謳われておりますね。

#### (6) 結び

この『末法燈明記』に何を学ぶか、というに、無戒名字の比丘という事の重要性を学んだような気がしております。と同時に専修念仏という事の意味の深さというのは、この世の末法性と相対して考えなければならぬ問題である、という事に行き着くのではないのでしょうか。

今回は『化身土本巻』までという事に致しましょう。